

改正事項	改正の内容	適用時期等
措令附則23②～⑤、37②)		開始する事業年度において電子計算機買戻損失準備金を有する場合には、所要の経過措置（5年間均等取崩し）が講じられています。
(3) 中小企業等の貸倒引当金の特例（措令33の9④四、39の86③四、改正措令附則24、38） (措法57の10②、68の59②)	○ 中小企業の法定繰入率の適用に関する特例について、割賦販売法の一部改正により割賦購入あっせん業の範囲が見直されたことに伴い所要の整備が行われました。 ○ 公益法人等又は協同組合等の割増率の適用に関する特例について、適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	割賦販売法一部改正法の施行の日以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。 —
(4) 商工組合等の留保所得の特別控除（旧漁業協同組合等の留保所得の特別控除）（措法61①、改正法附則42）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。 ○ 対象となる協同組合等から漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、森林組合及び森林組合連合会が除外されました。 また、対象となる協同組合等については、設立10年以内のものに限定されました。なお、その設立が各都道府県又は全国につき一に限定されているものは、引き続き対象となります。	— 平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については従来どおり適用されます。
(5) 農業経営基盤強化準備金（措法61の2①、68の64①）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。	—

VII その他の改正

1 棚卸資産の評価方法の整備

〔制度の概要〕

法人が棚卸資産につき各事業年度の損金の額に算入する金額を算定する場合に、その算定の基礎となるその事業年度終了の時ににおいて有する棚卸資産の価額は、その法人が棚卸資産について選定した評価の方法により評価した金額（評価の方法を選定しなかった場合又は選定した評価の方法により評価しなかった場合には、最終仕入原価法により算出した取得価額による原価法によって評価した金額）によることとされています（法29①）。

法人が棚卸資産について選定をすることができる評価の方法は、次のとおりです（旧法令28）。

- | | |
|---------|-----------|
| イ 個別法 | ホ 移動平均法 |
| ロ 先入先出法 | ヘ 単純平均法 |
| ハ 後入先出法 | ト 最終仕入原価法 |
| ニ 総平均法 | チ 売価還元法 |

〔改正の内容〕

(1) 棚卸資産の評価方法の除外

選定できる評価方法から、後入先出法及び単純平均法が除外されました（旧法令 28①一ハ、ヘ）。

(2) 後入先出法の除外に伴う規定の整備

上記(1)により、棚卸資産の評価方法から後入先出法が除外されたことに伴い、特別な評価方法の承認申請書の記載事項から、採用しようとする評価の方法が後入先出法に準じているかどうかの別が除外されました（旧法規 9 二）。

〔適用時期等〕

- (1) 改正の内容の(1)は、平成21年4月1日以後に開始する事業年度分の法人税について適用されます（改正法令附則 2）。
- (2) 平成21年4月1日の前日の属する事業年度において棚卸資産について後入先出法又は単純平均法（以下「旧評価方法」といいます。）を選定している法人（以下「旧評価方法適用法人」といいます。）が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に開始する各事業年度（以下「経過事業年度」といいます。）において、その選定に係る事業の種類及び資産の区分に属する当該経過事業年度終了の時において有する棚卸資産について、その決算の基礎となった棚卸資産の受入れ及び払出しに関する帳簿に旧評価方法により計算した金額を記載した場合は、上記(1)にかかわらず、従来どおり適用されます（改正法令附則 6 ①）。
- (3) 旧評価方法適用法人が、平成21年4月1日以後最初に開始する事業年度から平成22年4月1日以後最初に開始する事業年度までの各事業年度（以下「移行事業年度」といいます。）において、棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）の評価方法を変更しようとする場合に、その変更しようとする事業年度の確定申告書等の提出期限までに、法令第30条第2項《棚卸資産の評価の方法の変更手続》に規定する事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときは、その届出書をもって変更承認申請書とみなし、その届出書の提出をもって承認があったものとみなすこととされています（改正法令附則 6 ②、14）。
- (4) 旧評価方法適用法人が、①経過事業年度において旧評価方法の選定に係る事業の種類及び資産の区分に属する棚卸資産でその経過事業年度終了の日において有するものについて上記(2)の旧評価方法により計算した金額を記載しなかった場合には、その経過事業年度において、②移行事業年度において旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属する棚卸資産について上記(3)の届出書の提出がなかった場合等には、平成22年4月1日以後最初に開始する事業年度において、それぞれその棚卸資産につき評価方法の選定をしなかったものとみなすこととされています。なお、これらの場合における評価方法は、最終仕入原価法によることとなります（改正法令附則 6 ③、14）。
- (5) 評価変更調整金額の損金算入等（改正法令附則 6 ④～⑭、14）
 - イ 移行事業年度に該当する事業年度において旧評価方法適用法人の有する棚卸資産（旧評価方法を選定している事業の種類及び資産の区分に属するものに限ります。）について、評価方法の変更をした場合又は特別な評価方法の承認を受けた場合、その変更・承認の事業年度（以下「変更事業年度」といいます。）終了時におけるその棚卸資産の変更・承認後の評価方法により計算した評価額が、変更・承認前の評価方法により計算した評価額を超えるときは、その超える部分の金額（以下「評価変更調整金額」といいます。）から当該評価変更調整金額を84で除して当該変更事業年度の月数を乗じた金額を控除した金額を、当該変更事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入することができます。

ロ 評価変更調整金額の損金算入の規定の適用を受けるためには、確定申告書等にこの規定の適用を受けようとする棚卸資産の変更・承認後の評価方法により計算した評価額及び変更・承認前の評価方法により計算した評価額など所定の事項を記載した書類の添付が必要です。なお、この規定により損金の額に算入されるべき金額は、これらの評価額として記載された金額を基礎として計算した金額が限度とされます。

ハ 変更事業年度後の各事業年度においては、評価変更調整金額を84で除して当該事業年度の月数を乗じて計算した金額を益金の額に算入することとなります。また、当該事業年度が解散の日を含む事業年度等である場合には、評価変更調整金額から当該事業年度の前事業年度までに益金の額に算入された金額を控除した金額を益金の額に算入することとなります。なお、評価変更調整金額は変更事業年度から7年間で均等に益金の額に算入することとなりますので、8年目以降は益金の額に算入する金額は生じません。

ニ 上記のほか、変更事業年度後に組織再編等が行われた場合等について、所要の経過措置が講じられています。

(6) 改正の内容の(2)は、法人が平成21年4月1日以後に提出する申請書について適用し、同日前に提出した申請書については従来どおり適用されます（改正法規附則4）。

2 その他

その他、法人税に関して次の改正が行われました。

改 正 事 項	改 正 の 内 容	適 用 時 期 等
(1) 資産の評価損の損金不算入等 （法33③、改正法附則9①） （法33②、法令68①②、改正法附則9①） （法33④、法令68、68の2、改正法附則9②）	○ 会社更生法等の規定による更生計画認可の決定があったことによりこれらの法律の規定に従って評価換えを行う場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に限定は付さないこととされました。 ○ 会社更生法等の規定による更生手続における評定が行われることに準ずる特別の事実（法的整理の事実）が生じた場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に限定は付さないこととされました。ただし、企業会計において評価損の計上対象とならないものは除かれます。 ○ 民事再生法の規定による再生計画認可の決定があったことその他これに準ずる事実が生じたことにより資産評定を行う場合に、評価損の計上対象となる資産の範囲に預金等が追加されました。	平21.4.1以後に行う評価換えについて適用し、同日前に行った評価換えについては、従来どおり適用されます。 同 上 平21.4.1以後に事実が生ずる場合について適用し、同日前に事実が生じた場合については、従来どおり適用されます。
(2) 再生計画認可の決定に準ずる事実等 （法令24の2①四へ、68の2①、改正法令附則4） （法令24の2①②三、68の2②、改正法令附則4） （法令24の2④五、68の2③、改正法令附則	○ 2以上の金融機関等の債務免除要件について、一方の債務免除の当事者に地方公共団体が追加されました。 ○ 債務免除要件について、自己に対する債権の現物出資を受ける場合（いわゆるDES。ただし、債務者において債務消滅による利益が生ずることが見込まれるものに限り。）についても債務免除と同様の取扱いとすることとされました。 ○ 評価損益の計上対象となる資産について、中小規模再生（有利子負債が10億円未満の企業再生をいいます。）の場合	平21.4.1以後に事実が生ずる場合について適用され、同日前に事実が生じた場合については従来どおり適用されます。 同 上 同 上

改正事項	改正の内容	適用時期等
4) (法令24の2①、法規8の6①一、改正法規附則3)	には、資産の評価差額の最低限度が改正前1,000万円から100万円に引き下げられました。 ○ 専門家関与要件について、中小規模再生の場合には、関与すべき専門家の人数の最低限度が2人(改正前3人)とされました。	同上
(3) 不正行為等に係る費用等の損金不算入(法55④三、改正法附則11)	○ 外国若しくはその地方公共団体又は国際機関による独占禁止法の課徴金及び延滞金に類するもの(以下「外国課徴金」といいます。)については、所得の金額の計算上、損金の額に算入しないこととされました。	平21.4.1以後に終わった行為に係る外国課徴金について適用し、同日前に終わった行為に係る外国課徴金については、なお従来どおり適用されます。この場合において、同日前に開始され、同日以後に終わった行為に係る外国課徴金については、当該外国課徴金のうち当該行為の同日前の部分に係る金額は、損金の額に算入されます。
(4) 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の控除及び還付の特例(法134の2、法令174の2、法規60の2、改正法附則19②) (法134の2①、改正法附則19①)	○ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴い減額された法人税額について、当該更正から5年以内に、次の企業再生事由が生じた場合には、繰越控除制度の適用を終了し、当該控除未済額の還付を請求することができることとされました。 イ 会社更生法等の更生手続開始決定 ロ 民事再生法の再生手続開始決定 ハ イ又はロに準ずる事業再生計画の決定 ○ 仮装経理を行った事業年度終了の日から更正の日の前日までの間に、上記の企業再生事由が生じた場合には、仮装経理法人税額を還付することとされました。	平21.4.1以後に生ずる事実について適用されます。
(法134の2③、改正法附則19①)	○ 更正の日の属する事業年度開始の日から5年を経過する日の属する事業年度の申告書の提出期限が到来した場合において控除しきれなかった金額(以下「控除未済額」といいます。)がある場合には、当該控除未済額を還付することが明確化されました。	同上
(法134の2③、改正法附則19)	○ 更正の日から5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に、解散・連結納税の承認又は承認の取消し等の事実が生じた場合には、その時における控除未済額を還付し、繰越控除の適用を終了することが明確化されました。	同上
(5) 課税所得の範囲の変更(法10の3、法令14の11、改正法令附則19)	○ 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税額の還付の特例(法134の2)の改正に伴い、課税所得の範囲の変更等の規定について、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後にされる更正に係る仮装経理法人税額について適用され、同日前にさ

改正事項	改正の内容	適用時期等
		れた更正により控除することができる金額については、従来どおり適用されます。
(6) 事前確定届出給与に係る届出（旧法規22の3①七八、改正法規附則6）	○ 事前確定届出給与の届出について、その役員の前期の給与及び他の役員の給与の記載を省略することとされました。	平21.4.1以後にする届出について適用され、同日前にした届出については、従来どおり適用されます。
(7) 公共法人の範囲（法別表第一） （法別表第一、平21財務省告示第113号）	○ 奄美群島振興開発特別措置法の適用期限の延長に伴い、独立行政法人奄美群島振興開発基金を引き続き公共法人とすることとされました。 ○ 独立行政法人メディア教育開発センターが公共法人の範囲から除かれました。	— 平21.4.1から施行されます。
(8) 技術研究組合の所得計算の特例（旧鉱工業技術研究組合の所得計算の特例）（措法66の10①、68の94①、旧措法66の10①、68の94①、改正法附則1二、46、61）	○ 適用期限が平成23年3月31日まで2年延長されました。 ○ 鉱工業技術研究組合法の改正に伴う所要の整備が行われました。	— 産業活力再生措置法一部改正法の施行の日（平成21年6月22日）以後に取得等をするものから適用され、同日前に取得等をしたものについては従来どおり適用されます。
(9) 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例（措法66の11の2、措令39の23③、平成20年改正措令附則44④⑤）	○ 平成20年度税制改正において、認定要件等の実績判定期間が2年から5年に延長されたことに伴う経過的な措置として、初回又は2回目の認定を受けようとする特定非営利活動法人が、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間に申請を行う場合は、実績判定期間を2年（原則5年）とすることができることとされました。	—
(10) 損害保険会社の受取配当等の益金不算入等の特例（措法67の7①、68の104①）	○ 適用期限が平成26年3月31日まで5年延長されました。	—
(11) 特定目的会社に係る課税の特例（措法67の14①、68の106、措令39の32の2②⑧、措規22の18の4②、改正法附則48①、改正措令附則30） （措法67の14①、措令39の32の2⑥⑦、措規22の18の4③、改正法附則48①） （措法67の14②） （措法67の14③、改正法附則48③）	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件である特定社債の引受先要件及び特定目的借入の借入先要件における引受先及び借入先の範囲に特定債権流動化特定目的会社が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が配当可能所得の金額の90%超であることの要件が、配当可能利益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度（法23の2）の創設に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度（措法66の13）の改正に伴い所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 — 平21.2.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用さ

改正事項	改正の内容	適用時期等
		れます。
(12) 投資法人に係る課税の特例 (措規22の19①) (措法67の15①、措令39の32の3⑥⑦、措規22の19②～⑦、改正法附則49①、改正措令附則31) (措法67の15①、措令39の32の3①) (措法67の15③) (措法67の15④、改正法附則49③)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が配当可能所得の金額の90%超であることの要件が、配当可能利益の額の90%超であることとされました。なお、負ののれんがある場合に、その発生事業年度において配当可能利益の額から控除する等所要の調整措置が講じられました。 ○ 損金算入の対象となる支払配当等の額に配当見合いの合併交付金が含まれることが明確化されました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。 ○ 中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度(措法66の13)の改正に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 — — 平21.2.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用されます。
(13) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の2①、68の110、措規22の20の2、改正法附則52) (措法68の3の2①、68の110、措令39の35の2⑤⑥、改正法附則52) (措法68の3の2②③⑩、68の110②、措令39の35の2⑭、39の129)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が分配可能所得の金額の90%超であることの要件が、分配可能利益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 —
(14) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例 (措法68の3の3①、68の111、措規22の20の3、改正法附則53) (措法68の3の3①、68の111、措令39の35の3⑤、改正法附則53) (措法68の3の3②③⑩、68の111②、措令39の35の3⑬、39の130)	○ 機関投資家の範囲に沖縄振興開発金融公庫が追加されました。 ○ 適用要件について、支払配当の額が分配可能所得の金額の90%超であることの要件が、分配可能収益の額の90%超であることとされました。 ○ 外国子会社配当益金不算入制度(法23の2)の創設に伴い、所要の整備が行われました。	平21.4.1以後に終了する事業年度分の法人税について適用され、同日前に終了した事業年度分の法人税については、従来どおり適用されます。 同 上 —